

## 「平和」の問題以前に「民主主義」を考える

### —投票の義務制はなぜ検討の価値があるかタイトル

上村英明 (恵泉女学園大学教授、市民外交センター代表)

本稿が読まれるころには結果が判明しているが、7月10日には、18歳以上の新しい有権者を加えて参議院議員選挙が行われる。4月の熊本大震災等から与党は表看板にはしていないが、重要な争点は憲法改正である。

2014年12月の衆議院議員選挙では、安倍政権が大勝利を収め、賛成の野党を含めると、改憲派は議員の3分の2を占めるに至った。この参議院議員選挙で、与党・改憲派が3分の2を占めることができれば、国会は現憲法の規定で憲法改正を「発議」することができる。それ故、改憲阻止を狙う野党では、「違憲・暴走を許さない」などの言葉が飛び交い、6月には4野党とシールズ、ママの会を含めた「野党共闘」も成立した。

しかし問題を少し掘り下げて考えたい。与党・改憲派に3分の2を与えた2014年12月選挙は投票率52.66%で、日本の衆議院選挙史上最低の数字であった。それまでの最低記録は第二次安倍政権を成立させた2012年12月の選挙で59.32%、つまり衆議院議員選挙は不名誉な史上最低の記録更新中である。そして、さらに問題は、2014年12月選挙には、重要な政治課題があったことだ。2013年12月の特定秘密保護法制定、2014年4月の武器輸出三原則廃止、また2014年7月には安保法制の基礎となる集団的自衛権の新しい解釈が閣議決定された。それにもかかわらず、迎えた12月の衆議院議員選挙に、有権者の約半数は投票所に行かず、投票結果は与党・改憲派に議席の3分の2を与えてしまった。重要な平和政策への関心がこの状況であれば、平和主義の前に民主主義が崩壊していると考えなければならないだろうか。

政府は、この間、憲法改正の国民投票を睨みながら、18歳に選挙権年齢を引き下げる公職選挙法の70年ぶりの改正を2015年6月に行った。改正法は今年6月に施行されたが、具体的に高校3年生が有権者となることから、教育現場での模擬投票の動きがメディアを賑わし、高校生の「有権者教育」、「主権者教育」が強調された。こうした動きの理由として、総務省は20代有権者の投票率の低さを指摘する。確かに、2014年12月選挙での20代の投票率は32.58%という低さであった。

しかし、よく数字を見直してみよう。投票率 52.66% の 2014 年 12 月選挙では、20 代の投票率は極めて低かったが、30 代有権者 42.09%、40 代有権者 49.98% とともにこの平均に届かなかった。つまり彼らも半数以上が投票所に行くほど政治に関心がなかった。逆に、50 代以上の有権者が、政治課題をどれほど熟考したかも不明だろう。なぜなら、すべての世代が、「政治制度」は学んでも、「有権者教育」、「主権者教育」なるものを受けたことがないからである。市民は主体として、どうすれば政治を変え、よりよい社会を作ることができるのかという教育が、模擬投票を越え、日本社会に構築されなければ、暴走政治は意のままである。これは、学校教育と同時に制度を通した社会教育の問題でもあろう。2014 年 8 月には、日本への、豪州の「投票の義務制」導入を提案したことがある。豪州では、1925 年に連邦議会選挙に導入されて以来、投票率は 90% 台を維持し、現在も 95% 前後である。必ずしもリベラル政権の誕生を保障しないが、投票所への出頭義務という教育を通し、日本に多いカリスマ政治や無責任な浮動票を回避できるし、政権の正統性は日本の比ではない。新しい点として、国民投票との関連もある。議会制という間接民主主義の欠陥が世界各地で指摘される今日、直接民主主義の手法である国民投票には日本の将来にも一定の魅力がある。しかし、これには市民全体での政治参加の経験が不可欠だろう。今回 EU 離脱をテーマにした英国の国民投票も、実は全国規模では 1975 年の EU 加盟国民投票以来であった。その意味では、憲法改正の国民投票は軽々しく行うべきではなく、むしろ投票の義務制のような制度で、市民社会の政治関心をきちんと高めることもその前提かもしれない。